

夫婦同氏の強制及び再婚禁止期間についての最高裁判所大法廷判決を受けて民法における差別的規定の改正を求める会長声明

## 1 夫婦同氏制に関する最高裁大法廷判決

2015年12月16日、最高裁判所大法廷（寺田逸郎裁判長）は、夫婦同氏の強制を定める民法第750条について、婚姻の際に「氏の変更を強制されない自由」が憲法上の権利として保障される人格権の一内容ではないこと、夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在しないこと、夫婦同氏制が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるとは認められないことを理由として、憲法第13条、第14条第1項及び第24条に違反しておらず、それを放置してきた立法不作為も違法と評価されるには至っていない旨、判示した。

しかしながら、岡部喜代子裁判官の意見（櫻井龍子裁判官、鬼丸かおる裁判官及び山浦善樹裁判官が同調）において指摘されるとおり、婚姻する夫婦のうち96%の大多数において夫の氏を選択している現実が存在し、いずれの氏を選択するかについて夫婦の自由な協議に委ねられているとはいえ、女性の社会的経済的な立場の弱さ、種々の事実上の圧力等によって意思決定の過程に現実の不平等と力関係が作用していることは明らかである。氏名は、個人の人格権の一内容を構成するものであることから、婚姻前の氏を継続して使用する権利は、自己のアイデンティティ確保のため、また、婚姻前に自己が築き上げた社会的立場等種々の法的利益保護のため、十分に尊重されなければならない。女性の社会進出が著しく進んだことに伴い、婚姻前の氏を継続して利用する権利がますます重要なものとなっている。さらには、最高裁多数意見においても、婚姻に際し夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占める現状について、「仮に、社会に存する差別的な意識や慣習による影響があるのであれば、

その影響を排除して夫婦間に実質的な平等が保たれるように図ること」が憲法の要請であるとしている。

## 2 再婚禁止期間に関する最高裁大法廷判決

また、同法廷は、女性のみにも6か月の再婚禁止期間を定める民法第733条について、立法不作為の違法は認めなかったものの、同規定のうち、100日を超える部分については、「合理性を欠いた過剰な制約を課すもの」として、憲法第14条第1項及び第24条第2項に違反すると判示した。

民法第733条を違憲であるとした部分について一定の評価は可能であるものの、DNA検査技術の進歩により生物学上の父子関係を科学的客観的に明らかにすることが可能な今日においては（山浦善樹裁判官反対意見参照）、父子関係をめぐる紛争を未然に防止するという立法目的を達成するための手段として女性のみにも一律に100日の再婚禁止期間を設けることは疑問である。

## 3 結語

日本弁護士連合会は、これまで、幾度にもわたって、夫婦同氏強制及び再婚禁止期間等の民法における差別的規定の早期改正を求めてきた。また、1996年、法制審議会は、再婚禁止期間の短縮及び選択的夫婦別姓の導入について答申している。その後、2003年以降、女性差別撤廃条約に基づき設置された女子差別撤廃委員会からは、繰り返し、民法における差別的規定に対する懸念が表明され、その廃止が要請されてきた。

今回、最高裁大法廷は、民法における差別的規定の一部について違憲である旨の判断を行い、その余の部分についても、憲法の要請する両性

の実質的平等が実現されているか否かについて留意すべきであることを示した。そこで、当会においても、国に対し、民法第750条及び第733条を速やかに改正することを強く求める。

2016年（平成28年）2月20日

青森県弁護士会

会長 竹本真紀